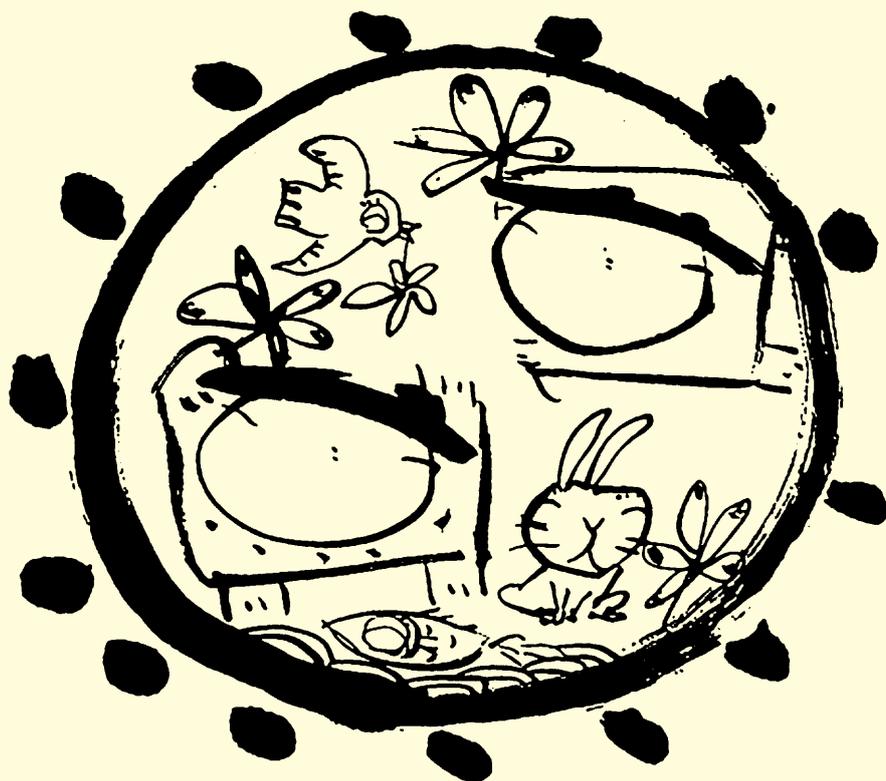


人権にかかわる保育マニュアル

☆☆☆輝け、子どもたち☆☆☆

- 第三版 -



奈良県

「人権にかかる保育マニュアル」

－ 第三版 －

の発行にあたって

「人権にかかる保育マニュアル」は初版を平成11（1999）年3月に作成、さらに「保育所保育指針」の告示化等に併せて再編した第二版を平成21年（2009年）に発行し、これまで皆様に活用していただけてきました。

初版のマニュアル作成当時の子どもを取り巻く状況は、少子化や核家族化、教育現場におけるいじめの問題や子どもの命に関わる社会事象など、様々な問題が深刻化していました。以来このような深刻な問題は解決に向かわず、より複雑な状況を呈しています。

また、家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつくりにくかったりする一方で、身近な人々から子育てに対する協力や助言を得られにくい状況に置かれている家庭も多いことなどが指摘されている中で、不安や悩みを抱える保護者が増加しており、子どもの健全な育ちが保障されているとは言えません。

このような状況の中、国においては、平成30（2018）年に「保育所保育指針」の4回目の改定が行われ、幼児教育が積極的に位置づけられました。また、奈良県においても、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を基本として、子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を保障する観点を盛り込んだ「奈良っ子はぐくみ条例」を制定するとともに、「奈良っ子はぐくみ基本方針」を策定し、保育に携わる人たちの質の高い養護と教育が今まで以上に求められることになりました。

このことは、これまで人権保育で取り組んできた、子ども一人一人に「人も自分も大切にする心」「自分自身を好きになる」「相手の立場に立って物事を考える」「個々の違いを認め尊重し合う」等というような資質を育てる保育がより重要になったことの表れと言えるでしょう。

このような状況を踏まえ、初版・第二版のマニュアルを基本に、平成30（2018）年の「保育所保育指針」の改定内容を反映させるなど、人権保育の実践により役立てていただけるよう再編しました。本マニュアルが、奈良県の更なる人権保育の取組にご活用いただけることを期待いたします。

第二版からの改定内容等

- ・各項目の内容に沿った記述を『保育所保育指針解説』（2018年 厚生労働省 編）から、抜粋し掲載。
- ・抜粋部分以外については、「人権にかかる保育マニュアル」初版発行時の想いをできるだけそのまま伝えるため、明らかな誤り等を除き、改定を加えていない。

目次

■ マニュアル作成の目的	1
■ 人権にかかる保育の推進について	2
■ 1 人の尊さ、命の大切さ	7
■ 2 思いやりの心を育てる	24
■ 3 子どもとからだ	36
■ 4 子どもと自然環境	59
■ 5 子どものあそびと文化	69
■ 6 子どもの生活としごと	77
■ 7 違いを認め合い共に生きる	85
■ 8 保育所・幼稚園、家庭、地域のつながり	98
■ 終わりにかえて	113
■ 実践例	114
■ 奈良新聞掲載「輝け、子どもたち」より転載	127
■ 資料	140

※本文中 [] 内の記載内容は『保育所保育指針解説』（2018年 厚生労働省編）より抜粋

マニュアル作成の目的

本県の保育はこれまで、「奈良県同和保育基本方針」をもとに、差別を許さない豊かな人権意識をもった人格の形成をめざして取り組まれてきました。そして、その取組にあたっては、保育所・幼稚園が連携を図りながら研修、啓発、情報交換進め、様々な成果をあげてきました。

しかし、近年の少子化や核家族化、働く女性の増大など、子どもを取りまく環境は複雑かつ多様に変化し、教育現場におけるいじめの問題や子どもの命が損なわれるといった社会事象など、教育をめぐる問題も深刻化しています。

このようななかで、命の大切はもちろん自分を大切にする心、自分自身を好きになる、そして相手の立場に立って物事を考え、個々の違いを認め尊重し合うというような、人権を大切にする保育の取組は、より重要となっています。

折りしも、第44回国連総会では「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国でも平成6（1994）年にこの条約を批准しました。さらに平成7（1995）年1月には「人権教育のための国連10年」（平成6（1994）年12月に国連で決議）がスタートし、平成8年（1996）年12月には、「人権擁護施策推進法」も成立しました。

本県においても、平成10年（1988）年3月に「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画が策定され、「奈良県あらゆる差別の撤廃および人権の尊重に関する条約」も成立しています。

以上のような状況から、差別のない真に人権が尊重され擁護される社会の創造は、保育、教育に課せられた重要な課題ととらえなければなりません。そのため子どもに関わる保護者や保育者等が、保育所・幼稚園の果たす役割の重要性を認識し、人権を大切にする保育を推進する目的で本マニュアルを作成しました。このマニュアルが子どもにかかわる多くの人たちに活用されることを期待しています。

人権にかかる保育の推進について

乳幼児期の豊かな人格形成をめざすためには、子どもにかかわる私たち大人の役割はきわめて重要です。そのため、保育所・幼稚園においては、子どもたちのよりよい成長発達をめざし様々な取組が行われてきました。しかし今、子どもがおかれている社会は、一人一人が大切にされ、お互いを認め合い、尊重し合い、そして助け合っているとはいえない状況もみられ、差別事象やいじめなどの問題があとを絶ちません。このようななかでこそ、乳幼児期から子ども一人一人の人権を守るための取組を進めなければなりません。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」には、次のような原則や権利が掲げられています。

- 子どもは権利を行使する主体（すべての子どもは大人と同様に、一人の人間としての権利をもっており、尊重・保護されなければなりません。）
- 差別の禁止（日本にも、今なおいろいろな差別が存在しています。この条約では「人種」・「出身地」・「障害」などで差別されることなく、すべての子どもが大人と同様に権利を有するものとして、尊重、保護されなければならんとされています。）
- 児童の最善の利益（子どもが成長していく上で、大人の判断や考えを一方的に押しつけるのではなく、常に子どもの立場に立ち、幸せを願い、子どもにとってどのようなことが最も大切かを考え、最大限の援助をしていかなければなりません。）
- 声明に対する権利（子どもの命はかけがえのないものとして尊重され、保護されなければなりません。すべての子どもたちが、すくすくと育ち、生き生きとした日々を過ごすことができるよう、また、大きく成長できるよう、みんなのできる限り援助をしていかなければなりません。そのためには、常に子どもと接し、子どもの思いや願いを感じとり、聞く姿勢が大切です。）
- 意見を表明する権利（自分の気持ちや考えていることを自由に言うことができるのは、決して大人だけに許されたものではありません。子どもの意見だからといって軽く扱うことがあってはいけません。

そして、子どもの権利条約の教育の目的は以下のとおりです。

- (a) 児童の人格、才能ならびに精神的および身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
- (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語および価値観、児童の居住国および出身国の国民的価値観ならびに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
- (d) すべての人民の間の、種族的、国民的および宗教的集団の間のならびに原住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等および友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
- (e) 自然環境の尊重を育成すること。

[資料：子どもの権利条約]

上に示された原則や権利に基づき、その教育の目的が遂行されて初めて、お互いが尊重し合える関係ができあがります。そして同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を考え、課題解決に向け主体的に行動することができる子どもに育てることができると言えます。本県ではすでに、保育所・幼稚園において人権にかかる保育の取組として「同和保育」が取り組まれ、その基本が「奈良県同和保育基本方針」に示されています。

同和保育が取り組んできたこと

同和保育の運動は1960年代の初頭に始まりました。その当時はまだ、同和地区に対する社会的な偏見や差別は大変激しいものがあり、同和地区外との結婚や混在などはほとんどありませんでした。そして同和地区出身であるということで差別を受け、地区の人たちは不安定な仕事や生活を余儀なくされ、劣悪な環境に置かれていました。この劣悪な生活環境は、地区の人たちの子育てにかかわる文化を十分に保障することを困難にし、同和地区の乳幼児の発達に大きな影響をおよぼしました。

例えば子どもの姿として、足腰が弱い、言葉の発達が遅い、咀嚼力が弱い、生活のリズムがついていない、また、食生活が偏っていたり寒くなると必要以上に厚着であったりというような様々な姿として現れていました。このことは、部落差別によって親たちの生活が保障されず、子どもたちとゆっくり向き合っただけで世話や子育てができなかったことや、差別が教育を奪い、子育ての方法が世代から世代へと受け継がれにくかった結果であると言えます。

一方、小学校、中学校において同和地区の子どもたちの低学力傾向が問題となってきました。そこで明らかになったことは、小学校や中学校段階では遅く、学力の基礎になるものを、乳幼児期の育ちのなかで培っていかなければならないということでした。そのためには保育を教育と位置づけ、親たちが安心して働くことができる条件整備としての保育所の必要性が叫ばれ、地域からも強い要求が出されました。

このような親や子どもたちの状況が部落差別に起因していることから、国の責務として保育所建設など、行政的な条件整備が進められたのです。同和地区では同和対策事業が進み、住環境をはじめ様々な面で整備、改善がされてきました。現在では、親の最終学歴についても高等学校卒業の人の割合が高くなっています。しかし、全国的にみて仕事保障の問題は未だに解消したとはいえ、地域全体の経済面の安定からしばしば報告される子どもの実態の一つに、生活リズムの不規則から登所時間が遅いということがあります。そのため保育所に来ても、遊びや友だちのなかへ入りにくかったり、気持ちが安定しにくかったりという姿がみられます。また「『子どもがかわいい』という思いは大きい、『子どもにどのようにかかわってよいか分からない』」という悩みが依然として多くの保護者にあります。

生活面では、朝食の摂取、歯磨きの有無、テレビの視聴時間や子どものしかり方などにかかわる課題もみられます。これらの姿はややもすると親のみの責任とみられますが、部落差別がいかに関係、地域の人たちの生活や子どもの育ちに影響をおよぼしてきたのか、部落差別の現実学ぶということは今も大切なことです。

さらに結婚にかかわる問題もあります。最近、地区出身者の若い人のなかには、地区外の人との結婚が増えてきています。しかし、地区出身者であることに誇りをもてず、夫婦間にもこだわりができてしまい、差別がある中で親自身が自分を閉じ込め、自己実現の可能性を失っている実態がある事例を聞きます。このことは、親が子どもにゆったりとした気持ちで接することができないという現実をつくり出していくことにもなってしまう。

同和保育の取組においては、子どもの現象面だけをとらえて子どもの姿だと決めつけず、その背景にある親の生活や子どものかかえている問題を見抜き、その解決のため家庭と連携を密にしながら、ともに子育てを進めてきました。その中で一人一人を大切にみていくことの大事さを自覚し、仲間を大切にし、弱い者の立場に立ったものの見方や考え方、行動ができる子どもをめざして取り組んできました。そして、不合理、矛盾に対してはそれに気づいて、「正しいことは正しい」と言える仲間集団づくりをめざした取組が各地で進められてきています。

これからの人権にかかる保育にむけて

政府の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の基本的考え方のなかに、次のような目標と取組が示されています。

「この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重と原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。」

そして、重要課題への対応として、子どもの項目の⑦には、「保育所保育指針における『人権を大切に作る心を育てる』ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する」とあります。

このように、重要課題にも示されているように、私たちの社会には様々な人権についての課題、つまり差別の状況があります。そして、それぞれの課題にはその歴史と現状の際にはありますが、こうした課題への取組を保育のなかでも着実に積み上げることが大切です。

奈良県同和保育の基本方針で述べている「すべての子どもたちに基本的人権を尊重し、差別を許さない資質を培うということにより、子どもたちが将来、命を大切にし、相手の立場に立って物事を考え行動できる人へと成長し差別のない豊かな社会を創造して

いくことができる」という提言をふまえ、今まで推進してきた同和保育の考え方をより一層取組に生かされなければなりません。

21世紀を「人権の世紀」とするために、自らの可能性を最大限に伸ばし、お互いの個性を尊重し、様々な文化と共生し、「人権文化」を創造することができる人間の育成を旨として、人権保育の取組を一層推進していくことが求められます。

1 人の尊さ、命の大切さ

少子化時代にある現在の子どもたちの生活は、塾や習い事等で時間の制約を受けたり、集団で遊ぶことが少なくなったりというように大きく変化してきています。また、情報化の中でマスメディアが子どもの生活にも大きな影響を与えています。

このようななか、学校等ではいじめ問題や不登校、高校中退など様々な問題が生じ、子どもたち自身が将来に目的をもって意欲的に生活することができにくい状況がみられます。このような子どもたちの姿を見たとき、乳幼児が将来にわたり、「人と人がお互いに尊重し合い、人権を大切にす社会を築いていく大人に成長してほしい」という目標をはっきりさせておかなければなりません。

特にいじめの問題は、そのことにより自殺や体の変調など子どもの命に深くかかわってきます。いじめの関係は、複雑な中身を含んでいますが、「いじめ」をしてはいけないとか、したくないという気持ちをもっていても、いじめる側にまわってしまったり、止められなかったりという状況に追い込まれてしまうこともあります。また、以前いじめられていた子どもがいじめる側にまわることもめずらしくありません。

子どもたちは自分と他者（集団）との関係のなかで生活し、成長していきます。すでに保育所・幼稚園においても友達関係のなかで自分と相手を比べ、力の関係を感じるようになります。保育にあたっては、子ども一人一人を充分受け入れ、個性を認め伸ばしていくことを、とりわけ0、1、2歳からの取り組みで大切にしたいと思います。

この項では、特に乳幼児期からの人とのかかわりのなかで、人を決めつけたり排除したりする仲間関係ではなく、一人一人の個性を伸ばし、意欲を育て、互いに支え合うことのできる仲間集団をめざす具体的な取り組みの課題をあげています。人はかけがえのない存在です。子どもたちが豊かな人間関係のなかで、命の大切さを言葉だけでなく感性としてとらえ、安易に人を傷つけることのできない資質を、乳幼児期から養うことを大切にしたいものです。



自尊感情を育てる

自尊感情をもつということは、子ども自身が親や家族、周りの大人に愛されていると実感することからはじまります。しかし今、小学校や中学校期の子どもたちにとって家庭が心の居場所でなくなりつつあると言われてきています。本来、家庭は子どもたちにとって心を癒してくれる場所であり、活力の源です。経済的に豊かになるなか、保護者の価値観で子どもに高学歴を求めたり、大人の好みを押しつかけたりするなど、親子の関係が一方的になっている傾向はみられないでしょうか。保育所・幼稚園においても、子ども一人一人が保育者や周りの大人から愛され、認められているということを感じることをのけることができるかわりをもつことが大切です。

大切な成長過程にある乳幼児の自尊感情を育てるため、保育所・幼稚園と家庭や地域が連携をとりながら取り組みを進めなければなりません。

▶保育指針 第1章 1. 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するということは、保育所保育指針の根幹を成す理念である。

「子どもの最善の利益」については、平成元年に国際連合が採択し、平成6年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項に定められている。子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しており、保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表している。

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正では、こうした子どもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念が明確化され、第 1 条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定められた。

保育所は、この理念の下、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められる。一人一人の心身共に健やかな成長と発達を保障する観点から、保育所における環境や一日の生活の流れなどを捉え、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができるよう、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていくことが重要である。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないように、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。(後略)

(2) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。



命を考える

「生と死」というものを子どもたちが意識することで、人の命の有限性を自覚し、「人はかけがえのない尊い存在であること」を認識することができます。そのための経験を子どもたちが積み重ねていくことができるよう、保育者、保護者が取り組みを工夫して進めなければなりません。

今まで（昔）の子どもたちは、夕暮れまで夕食の時間も忘れて自然の中で遊び、様々な年齢の子どもたちとかかわって、遊びのなかでスリルを味わったり興味のあるものを見つけたりしました。そして、時にはけんかなどを通して相手と自分との力加減等を体験し、悔しさや痛みを学習してきました。このように遊びの過程で子どもたちは「生きる力」を育み、物事を工夫したり、創造する力を養ったり、生活のルールなどを身につけ、その体験が「命」を考える場面にも役立ってきたのです。しかし、最近は、塾通いや個人遊びの傾向など環境や状況の変化により、子どもたちは遊びに深入りできず、断片的な遊びが増え、「遊び」の質も変わりつつあります。今、ゲーム機器を中心とした遊びのなかでは、ボタンを押せば生き返るといった非現実的な体験をします。それほど他人の心の動きや生命を体で実感できにくくなってきています。このようなことから、保育所・幼稚園、あるいは家庭において自然に触れる機会を多くもつことを意図的に考え、工夫し

ていく必要があります。

また最近、核家族化にともなって、子どもたちが家族の「老い」や「死」に直面することも少なくなってきました。まず、私たち大人が「生と死」を考え、子どもたちが将来「生きることの大切さ」「生きていることの大切さ」、さらには他の命をもらって「生かされていることの大切さ」を学ぶための基礎を培う機会を設けたいものです。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」

(イ) 内容

⑤ 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付 付き、いたわったり、大切にしたりする。

親しみやすい動植物に触れる機会をもたせるとともに、保育士等など周囲の人々が世話をする姿に接することを通して、次第に身近な動植物に親しみをもって接するようにし、実際に世話をすることによって、いたわったり、大切にしたりしようとする気持ちを育てることが大切である。

保育所内で生活を共にした動植物は、子どもにとって特別な意味をもっている。例えば、小動物と一緒に遊んだり、餌を与えたり、草花を育てたりする体験を通して、生きているものへの温かな感情が芽生え、生命を大切にしようとする心が育つ。生命の誕生や終わりといったことに遭遇することも、子どもの心をより豊かに育てる意味で大切な機会となる。幼児期にこのような生命の営み、不思議さを体験することは重要である。

時に子どもは小さな生き物に対して、物として扱うようなことがある。しかし、このような時にも小さな生き物にも生命があり、生きているのだということを子どもに繰り返し伝えることが大切である。また、例えば、子どもが、初めはウサギを人間の赤ちゃんのように抱き、語りかけることもある。生き物を擬人的に理解し、扱ったりしている場合には、次第に人とは違うその生き物の特性が分かるようになり、その生き物が 過ごしやすい飼い方にも目を向けるようにすることが大切である。

このような体験を繰り返しながら、子どもは次第に生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりするようになっていく。生命の大切さを伝えることは難しいが、このことは幼児期から育んでいかなければならないことである。

⑦ 身近な物を大切にする。

保育所の生活の中で、身近な物を大切にし、無駄なことをしないようにする気持ちを育てることが大切である。子どもは物に愛着をもつことから、次第にそれを大切にする気持ちが育つので、一つ一つの物に愛着を抱くことができるように援助することが大切である。子どもは物を使って遊ぶ中で、その物があることによって遊びが楽しくなることに気付き、その物に愛着をもつようになる。そのため、保育士等は、子どもが遊びを十分に楽しめるように援助することが大切である。また、保育士等自身が物に愛着をもち、大切に取り扱いしている様子を子どもに示すことも大切である。

子どもが自分と物と他者のつながりを自然に意識できるように、保育士等はそれぞれの状況に合わせて様々な関わり方をすることが大切である。

また、保育士等が紙の切れ端などを利用して何かを作ってみせたりするなど、工夫の仕方でも活用することができることを知らせ、子どもの物への関わりをより豊かに発展させていくことも大切である。

このように、日常的な子どもとのいろいろな関わりの中で、物を大切にしようとする心を育てるようにすることが大切である。

さらに、物を用いて友達と一緒に遊ぶ中で、その物への愛着を共有し、次第に自分たちの物、皆の物であるという意識が芽生えてくる。また、友達との関わりが深まる中で、自分が大切にしている物だけでなく、友達が大切にしている物も大切にしようという気持ちをもつようになっていく。このように、集団の生活を通して、公共の物を大切にしようとする気持ちを育むことも大切である。



自己表現力をつける

乳幼児期から生活や自然のなかでの直接的な体験を多く積み重ねることが、豊かな感性や人間関係を育てることにつながっていきます。そして、この体験の積み重ねによって、物事の「良い悪い」や自然の美しさ、厳しさ、人への優しさなどが培われていきます。

しかし、少子化の進行や核家族化等様々な社会の変化のなか、子どもが親の持ち物のようになったり、子どもが育つうえで必要な経験が奪われたりすることで、「こんなことをやってみたい。」とか「自分はこう思う。」「これは正しい。」「間違っている。」などと考えたり、判断したりする力が弱くなってきているのが懸念されます。確かに生活は豊かになりましたが、子どもの心は貧しくなっているという側面はないでしょうか。私たちは、子どもにもっと豊かで多様な経験をさせ、生きる力の基礎を培うことが大切です。

保育所・幼稚園においては、子どもが十分遊びきれぬ環境をつくり、援助していくことで、自主性や積極性が生まれ、そのことが子どもの心の成長を促します。

▶保育指針 第2章 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」

(イ) 内容

- ① 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。

身の回りの環境に対する子どもの興味や好奇心は、その生活を豊かにするとともに、この時期の心身の発達を促す。(中略)物との新しい関わりを発見し、さらにそこで偶然生じた音や形の変化などに驚いたり、面白さを感じたりして、次はこうしてみよう、こうしたらどうなるだろうと、その子どもなりの遊びを発展させていく。

また、保育士等に絵本を読んでもらっている時、知っているものの絵を見付け、指差してその喜びを保育士等に伝える。また、気に入ったページを何度もめくって前後の展開を繰り返し楽しんだり、語りの声の調子やフレーズに耳を傾け、その音の響きやリズムに合わせて体を揺らしたり自分も声を出したりする。そう

した子どもの様子に、保育士等も温かく応答し、その味わっている世界を共有する。（中略）

このように、子どもの主体性を尊重した生活や遊びは、子どもが身近なものに興味をもち、自らで行動しようとする意欲を育て、同時に、人との関わりの力や体の諸感覚をも育てているということに留意する。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

オ 感性と表現に関する領域「表現」

(イ) 内容

- ⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

（前略）保育士等は、こうした子どもの表現する世界と一緒に楽しみながら、そのイメージを広げるような関わりをすることで、更にその表現が豊かになっていくよう援助する。また、それぞれの子どもの表現する世界を大切にしながら、保育士等が仲立ちし子ども同士の世界をつなげることで、それらが共有され、ごっこ遊びなど友達とイメージを共有した遊びへと発展していく。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

- ⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。

子どもは、相手に親しみを感じると、その相手に思ったことを伝えようとする。初めは、互いに一方的に自分の思っていることを伝えることが多いが、相手に対する興味や親しみが増してくると、自分中心

の主張をしながらも、少しずつ、相手に分かるように伝えようとする。親しみをもつ、相手に伝えようとする、また、伝わることで親しみをもつという循環の過程を経て、次第に相手の思っていることに気付くようになり、子ども同士の関わりが深まる。

そのためには、保育士等は、子どもが友達と一緒に生活する中で、自分の思っていることを相手に伝えることができるように、また、徐々に相手にも思っていることや言いたいことがあることに気付いていくことができるようにすることが大切である。（後略）

(2) ねらい及び内容

オ 感性と表現に関する領域「表現」

(イ) 内容

② 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。

（前略）子どもが生き生きとこれらのイメージを広げたり、深めたりして、心の中に豊かに蓄積していくには、保育士等が子どもの感じている心の動きを受け止め、共感することが大切である。

そのためには、柔軟な姿勢で一人一人の子どもと接し、保育士等自身も豊かな感性をもっていることが重要である。その際、保育士等のもつイメージを一方向的に押し付けたりするのではなく、子どものイメージの豊かさに関心をもって関わりそれを引き出していくようにすることが大切である。

子どもの心の中への豊かなイメージの蓄積は、それらが組み合わせられて、やがてはいろいろなものを思い浮かべる想像力となり、新しいものをつくり出す力へとつながっていくのである。

③ 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。

（前略）子どもが感動体験を表したり、伝えようとしたりするためには、何よりも安定した温かい人間関係の中で、表現への意欲が受け止められることが必要である。子どもは、その子どもなりに様々な方法で表現しているが、それはそばから見てすぐに分かる表現だけではない。特にこの時期の初めの頃は、じっと見る、歓声を上げる、身振りや声で伝えようとするなど言葉以外の様々な方法で感動したことを表現しているので、保育士等はそれを受容し、共感を

もって受け止めることが大切である。さらに、そのことを保育士等が仲立ちとなって周りの子どもに伝えながら、その子どもの感動を皆で共有することや伝え合うことの喜びを十分に味わえるようにしていくことが必要である。このような経験を積み重ねることを通して子ども同士が伝え合う姿が見られるようになる。

また、保育士等自身にも、保育所の生活の様々な場面で子どもが心を動かされている出来事を共に感動できる感性が求められる。例えば、絵の具の色の变化に驚いたり、悲しい物語に心を動かされたりするなど、子どもと感動を共有することが大切である。



仲間意識（関係）を育てる

豊かな仲間関係をつくっていくために大切なことは、子ども同士がお互いを知り合い、個性を尊重し、共に生活をするということです。こうした点から、いじめの問題についても乳幼児期からきちんと取り組まなければならない課題といえます。また、決めつけや「できる」「できない」という評価、保育者や大人がもつ価値観で子どもたちを分断している場合もあります。

例えば、子どもたちのけんかに保育者が入り、両方の意見を聞いて簡単に行司役をしてしまい、「ごめんなさい。」でけんかを終わらせて保育者だけが満足しているということはないでしょうか。また、集団にとけこめない子どもを無理やり「みんなと仲良く」と入れ込もうとしても、大人から「させられて」いるのでは集団が育ったことにはなりません。

▶保育指針 第2章 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」

(イ) 内容

- ⑤ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

自分を肯定する気持ちは、保育士等が子ども一人一人を尊重し、温かい雰囲気の中で、その思いや欲求をありのままに受け止めるという関わりを重ねることで、子どもの中に芽生えていく。それと同時に、子どもと特定の保育士等との間に情緒的な絆が形成され、基本的信頼感も育まれる。またその過程で、子どもは自分がかげがえのない存在であることを感じ取り、愛されていることを実感するようになる。このように自分の存在を無条件に認めてもらえる、またうまくいかない場合も支えてもらえるといった安心できる関係の中でこそ、子どもは自己を十分に発揮し、自信を育むことができる。

乳児期において、保育士等による受容的で応答的な関わりを通して芽生え、育まれていく自分を肯定する気持ちは、生涯にわたって人との関わりの中で生きていく力の基盤となるものである。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

② 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。

子どもは、生理的欲求、知的刺激や人との関わりに対する欲求など、様々な欲求をもって生活している。そして、それらが満たされることで充実感や満足感を味わい、自分なりにしたいことを見付け、そのことに取り組もうとする意欲をもつようになる。保育士等は、子どもが興味や関心をもったことに対して、自分なりに考えて自分の力でしてみようとする態度を育てることが大切である。

そのため、保育士等は、子ども一人一人の行動や思いをありのまま認め、期待をもって見守ることや、子ども一人一人の発達の違いを考慮した上で保育士等の考えや気持ちを表情や言葉などで伝える。こうした受容的・応答的な関わりを通して、子どもは自分の考えや思いが受け止められた喜びを感じると同時に、保育士等の思いに次第に気付くようになる。こういった体験を通して、自分で考えて自分でしようとする意欲や諦めずにやり遂げようとする気持ちの芽生えが培われる。

④ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。

子どもは、幼い頃から他者の気持ちに共感したり、苦痛を示す相手を慰めたりする行動を示すことがある。しかし、自分と他者の気持ちの区別はできにくいため、他の子どもと関わりを深めていく中で、自己主張し合ったり、いざこざが起きたりすることも多くなる。

保育士等は、子ども一人一人が十分に自己を発揮しながら、保育所の生活における様々な場面で他の子どもと多様な関わりがもてるようにする。そして、子どもが他の子どもと一緒に生活する中で、自分の思いを相手に伝えることができるようにするとともに、相手にも思いがあることに気付くことができるように仲立ちすることが大切である。（後略）

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

⑦ 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。

保育所は集団での生活の場であり、様々な人々と出会う場である。そこで、子どもは自分と異なる様々な個性をもった友達と接することになる。

(中略) 次第に互いの心情や考え方などの特性にも気付くようになり、その特性に応じて関わるようになっていく。そして、遊びの中で互いのよさなどが生かされ、一緒に活動する楽しさが増してくる。

そのためには、友達と様々な心を動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それらが行き交うことを通して、それぞれの違いや多様性に気付いていくことが大切である。また、互いが認め合うことで、より生活が豊かになっていく体験を重ねることも必要である。

さらに、子どもは周囲の人々に自分がどう見られているかを敏感に感じ取っており、よき理解者としての保育士等の存在は大きい。自分に愛情をもって温かい目で見守ってくれる保育士等との生活では、安心して自分らしい動きができ、様々な物事への興味や関心が広がり、自分から何かをやらうとする意欲や活力も高まる。そして、一人一人のよさや可能性を見だし、その子どもらしさを損なわず、ありのままを受け入れる保育士等の姿勢により、子ども自身も友達によさに気付いていくようになるのである。



児童虐待の防止について

21世紀は人権の世紀といわれています。我が国では憲法により、全ての国民に人権が保障されるとともに、平成6（1994）年には「児童の権利に関する条約」に批准しました。

この「子どもの権利条約」に謳われている子どもの最善の利益を尊重し、子どもを大人と同じ独立した人格をもつ権利の主体として、その権利を保障することが重要であり、未来を担う子どもたちを地域で育てようという意識を醸成していくことが求められます。

しかしながら、子どもをめぐる近年様々な問題や事件が発生しており、その中でも特に児童虐待の相談件数は年々増加し、深刻な状況となっています。

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、時には命さえ奪ってしまう、まさに「子どもの権利の侵害」といえるものです。

保育所保育指針では、第5章と第6章にわたって児童虐待防止について記載されており、子どもの健やかな成長のためには家庭や地域社会との連携、協力が欠かせないことや子どもの人権擁護の観点からも保育所の果たす役割が大きいといえます。県においても、児童虐待対応マニュアルを作成し、皆さまに活用していただいているところです。

このようなことから、「人の尊さ、命の大切さ」の関連項目として、初版には記載されていなかった「児童虐待の防止について」を加筆しました。

▶保育指針 第3章 1. 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

【虐待対策の必要性】

保育所では、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の把握に加え、送迎の機会等を通じて保護者の状況などの把握ができる。そのため保護者からの相談を受け、支援を行うことが可能である。そうした取組は虐待の発生予防、早期発見、早期対応にもつながる。

虐待等の早期発見に関しては、子どもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが必要である。それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へとつながることもある。

子どもの身体の状態を把握するための視点としては、低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良、不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ又は急な増加等があげられる。

子どもの情緒面や行動の状態を把握するための視点としては、おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ、極端な落ち着きのなさ、激しい癇癪、泣きやすさ、言葉の少なさ、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う様子、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等があげられる。

子どもの養育状態を把握するための視点としては、不潔な服装や体で登所する、不十分な歯磨きしかなされていない、予防接種や医療を受けていない状態等があげられる。

保護者や家族の状態を把握するための視点としては、子どものことを話したがる様子や子どもの心身について説明しようとしないう態度が見られること、子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等があげられる。

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】

保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育を特に支援する必要があると思われる場合に、速やかに市町村等の関係機関と連携を図ることが必要である。

特に、保護者による児童虐待のケースについては、まずは児童相談所及び市町村へ通告することが重要である。その後、支援の方針や具体的な支援の内容などを協議し、関係機関と連携することが必要になる。児童虐待防止法では、第6条において、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」としている。そして、この場合、同法第6条第3項において、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には該当しないことを明記している。

▶保育指針 第4章 2. 保育所を利用している保護者等に対する子育て支援

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

【不適切な養育等が疑われた場合】

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合には、保育所と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じうる恐れがあることに留意し、日ごろから保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもの関係に気を配り、市町村をはじめとした関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して、支援を行うことが大切である。そうすることで保護者の養育の姿勢に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることになる。

【関係機関との連携】

保育所や保育士等による対応では不十分、あるいは限界があると判断される場合には、関係機関との密接な連携がより強く求められる。特に児童虐待防止法が規定する通告義務は保育所や保育士等にも課せられており、虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所への速やかな通告とともに、これらをはじめとする関係機関との連携、協働が求められる。不適切な養育の兆候が見られたり虐待が疑われたりする場合の対応については、児童福祉法第21条の10の5において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等を把握した場合の市町村への情報提供について、同法第25条において要保護児童を発見した場合の通告義務について規定されている。「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（平成25年8月23日付の雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においては、保育所が組織的対応を図ること、虐待に関する事実関係はできるだけ細かく具体的に記録しておくことなどが記載されている。こうしたことや第3章の1の（1）のウの内容を踏まえ、状況の把握や通告に関するマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参画し、地域の専門機関や専門職等との関係を深めることが重要である。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には積極的に参加し、情報の提供及び共有や連携体制の構築に努める。

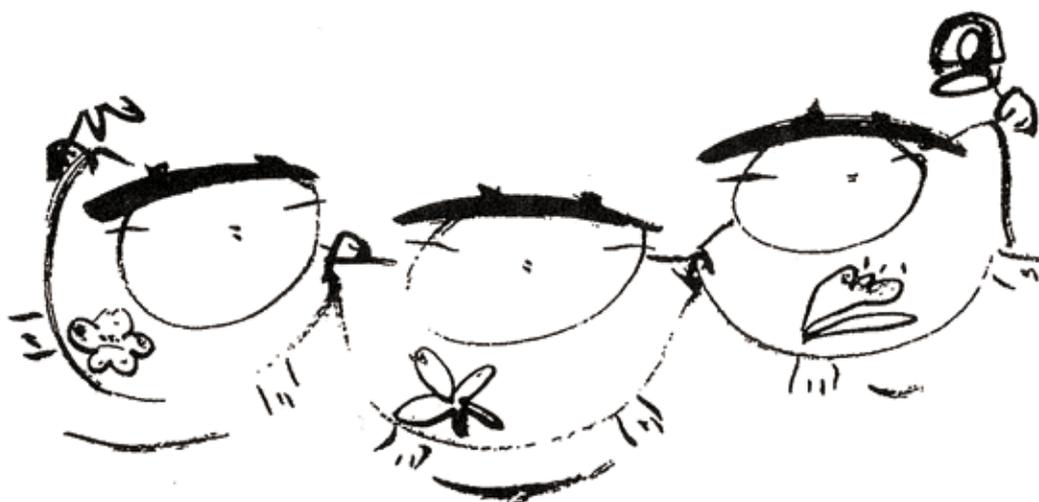
なお、要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくためのネットワークをいう。ここで共有された情報については、守秘義務が課せられる。保育所がこの協議会の一員となることによって関係機関との密接な連携を図り、子育て家庭への支援を関係機関と共に担っていくことが重要である。

▶保育指針 第4章 3. 地域の保護者等に対する子育て支援

（2）地域の関係機関等との連携

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域において、子育て家庭は周囲との関係が希薄になりがちな状況にあることも少なくない。保育所による地域の保護者等に対する子育て支援を通して、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を予防又は早期に察知し、その解決に寄与することは重要である。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重大な役割を担っている。虐待の防止や必要な対応を積極的に進めるとともに、要保護児童対策地域協議会での情報の共有や関係機関等との連携及び協力を図っていくことが求められる。



2 思いやりの心を育てる

思いやりの心を育てるということは、一人一人の人間はかけがえのない価値をもっているという認識（考え）のもとに、人の良い面を認め、共感することができる「心」を育てることです。そのためには、自然や人間の生命の大切さ、神秘さを体験することを通して、それを受けとめる感性を大事にし、豊かにしていかなければなりません。子どもを取り巻く自然や社会や生活のなかで、子どもたちの感動や驚き、興味や好奇心を引き出し、感性の幅を広げ、そして質を高めていくことが保育にかかわる私たち大人の重要な役割になってきます。

また、乳幼児期に、子ども自身が十分受け入れられ大切にされているということを「からだ」で感じることも必要です。子どもがそのことを感じ成長していくことで、友だちや周りの人たちのことも大切にでき、かけがえのない存在であると感じることができます。思いやりの心を育てるということは、人間の尊厳について考えることと密接に関係していることを忘れてはなりません。

しかし、保育所・幼稚園や家庭の中で大人が子どもの思いに気づかず、「この子はいつもよく泣く子」「よくたたく子」「よくかむ子」という気持ちをもっていたり、言葉や態度に表したりしているうちに、「できる子」「できない子」というような評価をし、まわりの大人や子どもたちに、知らず知らずのうちに決めつけの芽を植えてしまっていることがあります。外見だけにとらわれず、一方的な見方ではなく、物事の本質を見抜くことのできる人間の素地づくりのため、日常の保育を点検しながら、まず、私たち自身がさまざまな物事に敏感に反応する感性を磨いていくことが大切です。

特に、保育所・幼稚園においては、子ども自身の「からだ」を通して体験的に物事を確かめることを大切にす保育内容を創造していかなければなりません。



生命と思いやり

飼育動物等

保育所や幼稚園では、うさぎ、にわとり、インコ類、カメなど、1年を通してたくさんの小動物が飼育されています。また、カタツムリ、サワガニやザリガニ、オタマジャクシやカエルなど、季節によって子どもたちが持ってくる小動物などもあります。子どもたちは、最初は物珍しさからか小動物に近づき、動きを観察し、触ったり、においをかいだりして、興味や関心を示します。しかし、子どもたちが興味本位で接触したり、小動物を弱らせたりして、死に至らしめることも起こります。

子どもたちには、小動物を通して、「生命」との出会いを感じさせるものでなければなりません。「生命」に接するときのやさしさと、「死」を通して感じる冷たさやつらさを経験してほしいものです。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

⑤ 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。

子どもは、保育士等と共に身近な動植物を実際に見たり、触ったりすることを通して、それらに親しみや興味をもつ。手触り、重さ、大きさ、におい、動き、鳴き声などの様々な感覚を直接的に体験し、命をもつものの存在を実感する。姿かたちなどの特徴的な部分をはじめ、絵本や映像などを通して見知っていた生き物のイメージが、実物に触れることで更に鮮明になり、その生き物に対する認識が具体的で豊かなものになる。

初めて接する生き物に対して、最初はその扱いなどが分からず、いきなり触ろうとして逃げられてしまったり、相手から思いがけない反応が返ってきたりすることもある。それらは、生きた存在を相手にするからこそその経験である。

生き物との様々な触れ合いを重ねてそれぞれの特性が分かってくると、子どももそれに合わせた関わり方をするようになってくる。そして、こうした動植物の美しさや力強さ、はかなさ、可愛らしさなどに驚きや感動を味わい、心を動かされる。また、日常的に目にしたり、保育士等や年上の子どもたちが行う世話を手伝ったりしていく中で、慣れ親しんだ生き物に愛着を感じるようになっていく。

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

- ⑤ 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。

親しみやすい動植物に触れる機会をもたせるとともに、保育士など周囲の人々が世話をする姿に接することを通して、次第に身近な動植物に親しみをもって接するようにし、実際に世話をすることによって、いたわったり、大切にしたりしようとする気持ちを育てることが大切である。

保育所内で生活を共にした動植物は、子どもにとって特別な意味をもっている。例えば、小動物と一緒に遊んだり、餌を与えたり、草花を育てたりする体験を通して、生きているものへの温かな感情が芽生え、生命を大切にしようとする心が育つ。生命の誕生や終わりといったことに遭遇することも、子どもの心をより豊かに育てる意味で大切な機会となる。幼児期にこのような生命の営み、不思議さを体験することは重要である。

時に子どもは小さな生き物に対して、物として扱うようなことがある。しかし、このような時にも小さな生き物にも生命があり、生きているのだということを子どもに繰り返し伝えることが大切である。また、例えば、子どもが、初めはウサギを人間の赤ちゃんのように抱き、語りかけることもある。生き物を擬人的に理解し、扱ったりしている場合には、次第に人とは違うその生き物の特性が分かるようになり、その生き物が過ごしやすい飼い方にも目を向けるようにすることが大切である。

このような体験を繰り返しながら、子どもは次第に生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりするようになっていく。生命の大切さを伝えることは難しいが、このことは幼児期から育んでいかなければならないことである。

菜園活動

植物を種子から育てることを通して、その小さな種から芽がでて莖が伸び、花が咲いたり実をつけたりする自然の不思議さを感じることができます。そのためには、根気強さと規則正しさに裏打ちされた労働がなければなりません。小動物の飼育とちがって菜園活動の最大の喜びは、花が咲いたり実がなったり、最後にやってくる収穫だと言えます。

種子の時から水をやり、光にいっぱい触れさせながら、慈しみ育てる心のゆとりが、子どもたちの心を大きくします。植物の成長を通して、「生命」を感じるものでありたいと思います。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(ウ) 内容の取扱い

- ② 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。

自然は多彩でその折々に変化しつつも、なお変わらない姿は雄大であると同時に、繊細さに富み、人に感動と不思議の念を呼び起こす。しかし、子どもは、大人と違って、自然を目の前にすれば、自ずと自然の姿に目を留め、心を動かされるとは限らない。保育士等自らが感性を豊かに保ち、自然とその変化の素晴らしさに感動することや子どもがちょっとした折に示すささやかな自然への関わりに共鳴していくことが大切になる。さらに、例えば、どのような樹木を植えておくかといった保育所内の環境から、保育室内でどのような生き物を育てるのかといった環境の工夫が必要になる。つまり、子どもが身体的感覚を呼び覚まされ、心がわき立つような思いのできる出会いが大切である。

自然との出会いを通して、子どもの心は安定し、安らぎを取り戻せる。そして、落ち着いた気持ちの中から、自然に繰り返し直接関わることによって自然への不思議さや自然と交わる喜びの感情がわき上がるだろう。主体的に自然のいろいろな面に触れることで好奇心が生まれ、探究心がわき出てくる。どうしてこうなっているのだ

ろうと思いを巡らせ、思考力を働かせる。さらに、その考えや思いを言葉や動きに表し、音楽や造形的な表現にも表して、確認しようとする。

このような自然との出会いは、豊かな感情や好奇心を育み、思考力や表現力の基礎を形成する重要な役割をもっている。

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(ウ) 内容の取扱い

- ③ 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

身近な環境にある様々なものに対して積極的に関わろうとする態度は、身近な事物や出来事、自然などに対して子どもが思わず感動を覚え、もっと関わりたいと思う経験をすることから生まれる。このような感動を周りの友達や保育士等にも伝えたいと思い、共感してもらえることによってますます関わりたくなる。そして、共に遊んだり、世話をしたり、驚きをもって見つめたりするといった様々な身近な動植物などとの関わりを通して、命あるものに対して、親しみや畏敬の念を感じ、自分と違う生命をもった存在として意味をもってくる。そして、生命を大切にする気持ちを持ち、生命の素晴らしさに友達や保育士等と共に感動するようになる。

さらに、例えば、植物の栽培において、その植物が皆の世話によって徐々に生長していくにつれて、生命のあるものを大切にしようとする気持ちと同時に、皆と一緒に育てたから大切にしなければならないといった気持ちももつようになってきたりする。また、植物が生長する姿を通して、どんな花が咲くだろう、どんな実がなるだろうなど、探究心もわいてくる。

このような様々な気持ちを引き起こすような豊かな環境の構成と身近な事象や動植物との関わりを深めることができるように援助することが大切である。



かわいそうと思いやり

人間や動物が、自分とちがう境遇や状況にあり傷つき弱っているとき、「かわいそう」と感じるのは人間の感情として当たり前のことです。私たちは「かわいそう」とも思わない子どもを育ててはなりません。子どもがもつ「かわいそう」という気持ちをまず大切にしながら、その同情心をどういう方向へ向けていくのかが問われるのです。

「かわいそう」にとどまることは、自分を優位に置いた状況を変えようとしていないということです。ましてや「かわいそう」の対象が切り捨てや排除の対象にされるようなことであってはなりません。子どもの「かわいそう」という気持ちが、心の底から相手を思いやる心情となり、ともに痛みを共感して、前向きに取り組んでいこうとする心情にまで高めることが大切です。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

- ⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。

幼児期は、人との関わりの中で様々な出来事を通して、嬉しい、悔しい、悲しい、楽しいなどの多様な感情体験を味わうようになる時期である。子どもは、嬉しい時や悲しい時、その気持ちに共感してくれる相手の存在が、大きな心の支えとなり、その相手との温かな感情のやり取りを基に、自分も友達の喜びや悲しみに心が向くようになっていく。

生活の環境が大きく変わった時、その当初は自分だけの世界にいる子どもも、次第に友達に目が向き始めると、隣で泣いている子どものそばにただいて自分で泣きたいような気持ちになるなど、相手の存在を感じつつ、同じ場で同じような感情をもつことを体験していく。さらに、面白いことを見付け、顔を見合わせて笑う、一緒に製作していた物が完成し、喜びを分かち合う、また、それが壊されてしまったり、友達と考えが合わなくなってしまうりして悔しさや悲しさも味わうなど、友達と一緒に様々な体験を重ねていく。このような体験を通して、様々な心を動かす出来

事を友達と共有し、相手の感情にも気付いていくことができるようになる。また、ごっこ遊びに見られるように、いろいろな役になって遊びながら自分とは異なる立場に立つことで、いつもの自分とは異なる感情を味わうこともできるようになっていく。

人と関わる力を育む上では、単にうまく付き合うことを目指すだけではなく、保育所で安心して自分のやりたいことに取り組むことにより、友達と過ごす楽しさを味わったり、自分の存在感を感じたりして、友達と様々な感情の交流をすることが大切である。



やさしさと思いやり

幼児における「やさしさ」は、お兄ちゃんらしさやお姉ちゃんらしさを表現するときに現れることが多いようです。そうした「やさしさ」は、子ども社会が失いつつある異年齢で遊ぶ集団のなかで体験するやさしさや思いやりと同じであるといえます。同年齢集団のなかでも「やさしさ」は求められますが、ややもすると友だちを低く見たり、自分を高くもちあげていたりしている場合があります。

例えば、障害をもった同年齢の友だちに対して、自分より年齢の低い子どもと同様の対応をする場面に時折出会うことがあります。

「やさしさ」が、本当の意味での思いやりであるためには、時に厳しく、時に温かく、子どもがお互いの違いを認め合い、対等の関係に立ったものでなくてはなりません。

▶保育指針 第1章 3. 保育の計画及び評価

(2) 指導計画の作成

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

【異年齢の編成による保育の指導計画】

（前略）異年齢の編成による保育では、自分より年下の子どもへのいたわりや思いやりの気持ちを感じたり、年上の子どもに対して活動のモデルとして憧れをもったりするなど、子どもたちが互いに育ち合うことが大切である。（後略）

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

（2）ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

（イ）内容

⑩ 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

他者の気持ちに共感したり、苦痛を示す相手を慰めたり、助けようとしたりする行動は、かなり幼い頃から見られる。ただし、幼い頃は自分と他者の気持ちの区別ができず、自分にとってよいことは他者にとってもよいことと誤ってしまいうため、直ちに適切な行動をとるようにすることは困難である。他者と様々なやり取りをする中で、自他の気持ちや欲求は異なることが分かるようになっていくにつれて、自分の気持ちとは異なった他者の気持ちを理解した上での共感や思いやりのある行動ができるようになっていく。自己中心的な感情理解ではなく、相手の立場に立って考えられるようになるためには、友達と関わり、感情的な行き違いや自他の欲求の対立というような経験も必要である。

子どもは次第に気の合う友達や一緒にいたいと思う友達ができ、そうした友達に対して、共感し、思いやりのある行動をする傾向があるので、共によく遊ぶ仲の良い友達をもつことが思いやりをもつ上で重要である。また、肯定的な気分の方の方が他者に対して思いやりのある行動をしやすいため、保育士等や友達に受け入れられ、自分が発揮されていることも必要である。

このように、子どもが友達との関わりを深められるように援助するとともに、保育士等が子ども一人一人を大切にし、思いやりのある行動をするモデルになることや他者の感情や相手の視点に気付くような働きかけをすることも重要である。



きめつけと思いやり

子どもは、純真無垢で真っ白だといいますが、そのため、間違っ
て入った情報に対しても従順です。むしろ頑固なほど、その知識にこだわ
り続ける場面に出会うことがあります。情報を受け取ることに従順であ
るということは、情報を提供する者がきちんとした人権感覚をもち、正
しい情報を伝えなければならないということです。そのためには、子ど
もたち一人一人を固定観念で決めつけてみることなく、常に変化し成長
し続けている存在としてとらえ、一人一人の良さや育ちを常に子どもた
ちと確認し合いながら、日々の保育を進めることが求められています。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

⑦ 友達のよさに気づき、一緒に活動する楽しさを味わう。

保育所は集団での生活の場であり、様々な人々と出会う場である。そこで、子どもは自分と異なる様々な個性をもった友達と接することになる。

保育士等や友達と共に生活する中で、初めは「〇〇ちゃんは鉄棒が上手」「〇〇ちゃんは歌が好き」といった表面的な特性に気付くことから、次第に、「〇〇ちゃんならいい考えをもっていると思う」「気持ちの優しい〇〇ちゃんならこうするだろう」など、次第に互いの心情や考え方などの特性にも気付くようになり、その特性に応じて関わるようになっていく。そして、遊びの中で互いのよさなどが生かされ、一緒に活動する楽しさが増してくる。

そのためには、友達と様々な心を動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それらが行き交うことを通して、それぞれの違いや多様性に気付いていくことが大切である。また、互いが認め合うことで、より生活が豊かになっていく体験を重ねることも必要である。

さらに、子どもは周囲の人々に自分がどう見られているかを敏感に感じ取っており、よき理解者としての保育士等の存在は大きい。自分に愛情をもって温かい目で見守ってくれる保育士等との生活では、安心して自分らしい動きができ、様々な物事への興味や関心

が広がり、自分から何かをやらうとする意欲や活力も高まる。そして、一人一人のよさや可能性を見だし、その子どもらしさを損なわず、ありのままを受け入れる保育士等の姿勢により、子ども自身も友達のよさに気付いていくようになるのである。



科学的なものの見方と思いやり

私たちの身のまわりには、様々な生活のあり方にかかわって風習や慣習があり、時として理解できないにも関わらず続けられていることが少なくありません。例えば、お祝い事は「大安」の日にし、「仏滅」は避けるということなどです。節分の日に行われる「豆まき」の行事には、地域によっては「福は内」「鬼は内」としたり、良い鬼としてのとらえ方をしたりする所もありますが、多くの豆まきの行事は鬼を追い出し福を入れる、言い換えればいやな者(鬼は外見によって怖いという決めつけがある)は排除していく考え方が存在しています。乳幼児が会う絵本や物語には、様々な鬼にまつわる話がよくでてきますが「そんなことをしたら、鬼が来るよ。」などと大人がマイナスイメージで鬼を扱ってはいないでしょうか。「いつもあの子は乱暴な子だ。」「いつもあの子は〇〇な子だ。」という決めつけや固定概念をつくりあげるのではなく、子どもの個性を大切にしてお互いを認め合おう、理解しようとする考え方を重視したいものです。

このように科学的に根拠を示すことができにくいことなのに、生活を窮屈なものにし、行動を規制してしまっている事実が私たちのまわりに存在しています。事実を科学的に見つめ、物事の真実を見極めることこそ、真に相手を理解することにつながります。日々の保育の中で、科学的なものの見方や考え方の基礎を培っていかねばなりません。

▶保育指針 第1章 総則 1. 保育所保育に関する基本原則

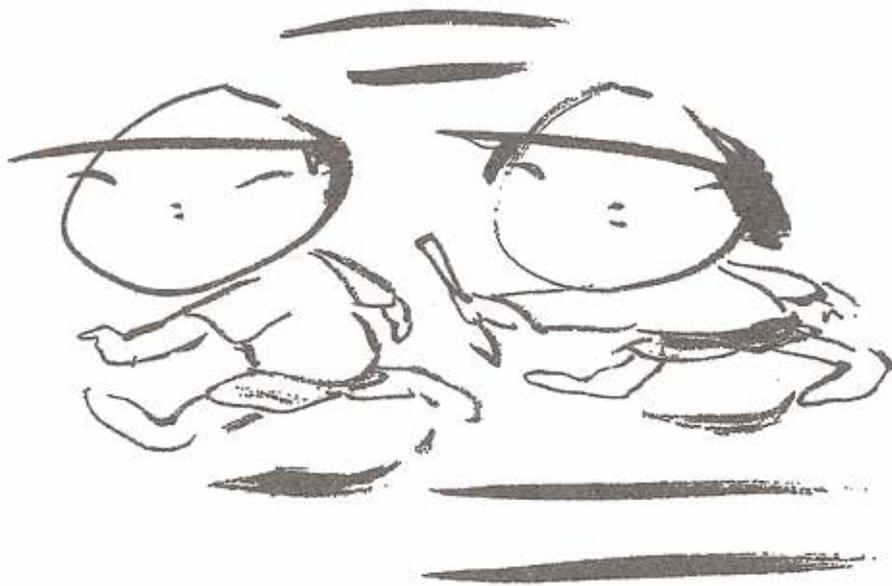
(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。

また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

子どもは、身近な保育士等の姿や言動を敏感に受け止めている。保育士等は、自らが子どもに大きな影響を与える存在であることを認識し、常に自身の人間性や専門性の向上に努めるとともに、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、信頼関係を築いていかなければならない。



実践例

「春を待つ集いから」

日本には四季折々の伝統行事が全国各地で地域の行事や伝承文化として古くから今に伝えられています。それらの行事は地域に密着したものや、民衆の思いや願いから生れたもの、また、当時の社会情勢が背景となって生れてきたものなど様々で、今後も受け継がなければならないものもある反面、迷信や因習にまどわされがちなものなどもあります。そして、現在に伝えられている伝承文化の中には、本来伝えられなければならないことからはずれてしまっているものもあります。

節分の行事なども、もともとは厳しい寒さを乗り越えて春を迎えたいという「迎春行事」であったとされています。日本には年に4回の節季（立春、立夏、立秋、立冬）があり、その前日を節分と呼んでいたのです。

現在では立春の豆まきにまつわる行事だけが伝えられており、人間のからだや心に潜む悪を鬼に見立て、それを排斥しようとするだけであったり、またときにはゲーム感覚で豆まきがされたりというようなこともあります。昔に人たちが本当に大切にしてきたことは何なのか考えていかなければなりません。

* 「春（立春）を待つ集い」の進め方

①節分について事前の職員研修をする。

- ・ 保育所のめざす子ども像の中で、節分をどう位置づけでするのか。
- ・ 本来の目的や由来について考える。
- ・ 今年の集いはどうするのか。どのように子どもたちに伝えるのか。

②春を待つ集いのプログラムから

- ・ ねらい「春の訪れを感じ、友だちと一緒に成長の喜びを味わう。」
- ・ 集いの内容

職員のコーラス	→ 「どこかで春が」
子どもたちと一緒に	→ 「ポカポカ春が」「つぼみ」歌メドレー
職員劇	→ 「友だちは春のかおり」
職員の大正琴	→ 「春よこい」

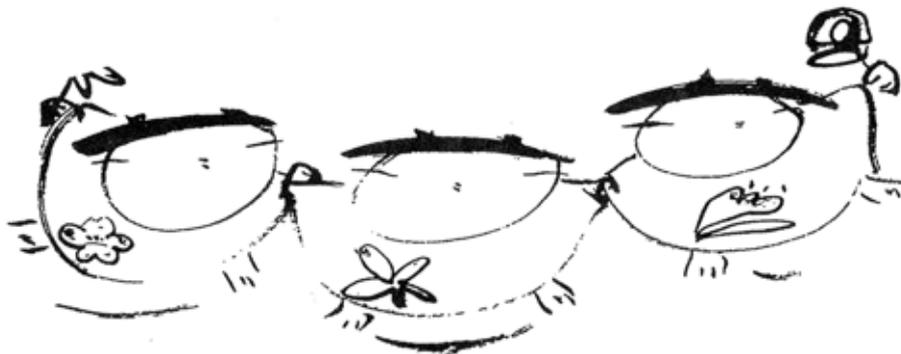
3 子どもとからだ

子どもの「からだ」というとき、「心」と「体」を切り離して考えることはできませんが、この項では「体(身)」に重点を置き考えていきます。

最近の子どもの体は、骨が折れやすくなったり、体力がなくなったりしてきていると言われます。それはどうしてなのか考える必要があります。特に子どもを取り巻く「食」の環境をみると、食品添加物や農薬の問題、スナック菓子の氾濫、また、ハンバーグやスパゲティなど柔らかい料理、インスタント食品や味の濃い食べ物が好まれる傾向、必要以上に刺激のある食べ物など、子どもの基礎的な体づくりをしていくうえにおいて様々な問題があります。そして、「食」も一つの原因とみられるアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患の問題も考えなければなりません。

一方、大人と同じような夜型の生活からくる「体がだるい」「やる気がでない」「眠い」「午前中、なかなか調子がでない」などという状況が、学校や保育所・幼稚園等でみられることがあります。夜遅くまで起きていると、朝も起きにくく朝食を抜きがちになります。これは栄養が不足するばかりでなく、食事、運動、休息の生活のバランスを狂わせ、体全体の働きを鈍らせます。したがって、一人一人の子どもの「食生活」は極めて大切なことであり、保育所・幼稚園と家庭が連携し、子どもたちの「食」に関する望ましい基本的生活習慣の確立に向け取り組んでいかなければなりません。

生活リズムが整い、体調が整うことによって子どもの体が育っていき、体の育ちにとともない心も成長していきます。そして、子どもは仲間と協力する力や自分だけでなく他人のことを考える力も養われていきます。そのことを通して、私たちのめざす差別のない、豊かな人権感覚に満ちた社会をつくっていくための担い手を育てていけるのではないかと考えます。





生活リズム

生活習慣

子どもの24時間の生活を整えるうえで基本となるのは食事、運動、睡眠、排泄です。このリズムが乱れるとそれは体調の乱れとなって子どもたちに現れてきます。特に乳幼児の子どもたちは、体の成長発達の大切な時期であることから、この乱れは将来の人格形成にまで影響をもたらすと言っても過言ではありません。

24時間の生活のリズムは、保育所・幼稚園の限られた時間での取り組みだけで整えられるものではありません。家庭で過ごす時間においても、家族やまわりの大人が共に生活リズムを整えることの大切さを理解し、実践していかなければなりません。生活習慣を整えることは、就学してからも学習に集中したり、「やってみよう」という意欲がもてたり、困ったことに直面してもそれを乗り越えようとする力の基礎になります。

私たち一人一人が、体づくりの基礎である生活習慣を整えることの重要性をより深く認識しながら、生活リズムの確立に向けた取り組みを進めなければなりません。

▶保育指針 第2章 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ア 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力の基盤を培う。

(ア) ねらい

- ① 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。
- ② 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。
- ③ 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

(前略) また、この時期の生理的な欲求が、保育士等による愛情豊かな応答とともにほどよく満たされる生活は、子どもに安心感と充実感をもたらす。眠い時に寝て、空腹の時にミルクを飲ませてもらう。空腹が満たされて周囲に働きかければ、それに相手してもらう。日常生活におけるこの心地よい繰り返しが、生活のリズムの感覚を培うのである。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。

乳児期の子どもが成長する上で、最も重要なことは、保育士をはじめとした特定の大人との継続的かつ応答的な関わりである。

保育士等は、生育歴の違いを踏まえ、一人一人の現在のありのままの状態から子どもの生活や発達過程を理解し、必要な働きかけをすることが大切である。

また、子どもの欲求に応答して、人と関わることの心地よさを経験できるようにすること、すなわち、子どもが声や表情、仕草や働きなどを介して表出する要求に、タイミングよく共感的に応えていくことが大切である。子どもは、保育士等からの心地よいと感じられる行為によって、人への信頼感を得る。さらに、安心できる人との相互的な関わりの中で、情緒が安定し、ものや出来事の意味、言葉、人との関係、運動機能、感情の分化などが混然一体となった経験を積み重ねる。こうした経験を通してこの時期の発達には心身の諸側面が特に密接に関連し合いながら促されていく。この時期に人に対する基本的な信頼感を獲得することが、生きていく基盤となることの重要性を十分に認識しながら、保育していくことが求められる。



(2) ねらい及び内容

ア 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- ② 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみよとする気持ちが育つ。

身近な大人から一人の人間として自分の意思が尊重され、安心して様々な物事に取り組むことができる環境の下、子どもは今の自分が持っている心身の力を存分に発揮して、自分でして見ようとする気持ちを強くしていく。健康で安全な生活を送るための基盤は、この時期のこうした自分の日常を自ら支えていくことへの意欲があってつくられていくものである。

(中略) 一方、食事や着替えなど日常の基本的な生活習慣にも興味や関心を向け、それらを自分でしようとする。最初はできないことも多いが、保育士等による子どもの思いやペースを尊重した丁寧な関わりを通して、子どもは健康で安全な生活を維持するための日々の習慣の意味に気付いていく。また、試行錯誤を重ねながら自分でできた時の達成感や心地よさを味わうことで、主体的に生活を営むことへの意欲が高まる。

(2) ねらい及び内容

ア 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

- ① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていくものである。健康な子どもを育てることとは、単に身体を健康な状態に保つことを目指すことではなく、他者との信頼関係の下で情緒が安定し、その子どもなりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組めるようにすることである。

保育所においては、一人一人の子どもが保育士等や他の子どもなどの温かい触れ合いの中で楽しい生活を展開することや自己を十分に発揮して伸び伸びと行動することを通して充実感や満足感を味わうようにすることが大切である。明るく伸び伸びということは、単に行動や言葉などの表面的な活発さを意味するものだけではなく、保育所の生活の中で解放感を感じつつ、能動的に環境と関わり、自己を表出しながら生きる喜びを味わうという内面の充実をも意味するものであり、自己充実に深く関わるものである。

このような健康な心は、自ら体を十分に動かそうとする意欲や進んで運動しようとする態度を育てるなど、身体の諸機能の調和的な発達を促す上でも重要なことである。特に幼児期においては、自分の体を十分に動かし、子どもが体を動かす気持ちよさを感じることを通じて進んで体を動かそうとする意欲などを育てることが大切である。

同時に自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔で安全なものにしたりするなどの生活に必要な習慣や態度を、保育所の生活の自然な流れの中で身に付け、次第に生活に必要な行動について、見通しをもって自立的に行動していくようにすることも重要なことである。

(ウ) 内容の取扱い

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士等や他の子どもとの温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かさず気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

心と体の健康は相互に密接な関連をもち、一体となって形成されていく。幼児期において、心の安定を図る上で大切なことは、子ども一人一人が、保育士等や友達との温かい触れ合いの中で、興味や関心をもって積極的に周囲の環境と関わり、自己の存在感や充実感を味わっていくことである。子どもは、自分の存在が保育士等や友達に肯定的に受け入れられていると感じられる時、生き生きと行動し、自分の本心や自分らしさを素直に表現するようになり、その結果、意欲的な態度や活発な体の動きを身に付けていく。反対に、自分の存在を否定的に評価されることが多いと心を閉ざし、屈折した形で気持ちを表現するようになる。保育士等の関わりが重要であるとともに、子どもが一日を送るクラス集団のあり方も重要である。

子どもは様々な環境に取り組んで活動を展開することを通して、様々な場面に対応できるしなやかな心の動きや体の動きを体得していく。さらに、自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と、体を育てることは、困難な状況において、その子どもなりにやってみようとする気持ちをもつことにつながる。

また、保育士等や友達との温かい触れ合いの中で、遊びを通じて体を思い切り動かさず気持ちよさを味わうことを繰り返し体験し、次第にいろいろな場面で進んで体を動かそうとする意欲が育つように、保育士等は子どもが自然に体を動かしたくなるような環境の構成を工夫することが大切である。

食事

乳幼児期は、食生活についての基本的な習慣が形成される時期です。規則正しく食事をする習慣をつけること、食事の一部としてのおやつに気をつけること、食べ物の好き嫌いをなるべく少なくすることなどが大切になってきます。また、食事は何より楽しい雰囲気、家族あるいは友達と一緒にすることも大切にしたいものです。

特に、朝食については一日の活動の基になります。朝食を抜いたり、栄養のバランスが悪かったりすると、一日の体の調子も悪くなることがあります。子どもは大人に比べ栄養の余分な蓄えはきわめて少なくなっています。そのため、一日の活動エネルギーが十分に補給されないと「やる気」「集中力」等にも影響があるといわれます。健康や一日の活動のためにも朝食が大切であることを保護者と一緒に連携して取り組んでいかなければなりません。

参考:厚生労働省において作成された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku.html>

▶保育指針 第3章 2. 食育の推進

(1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のために重要である。食育基本法(平成17年法律第63号)を踏まえ、乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育所においても、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められる。

各保育所は、保育の内容の一環として食育を位置付け、施設長の責任の下、保育士、調理員、栄養士、看護師等の職員が協力し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うために、各保育所において創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められる。

また、子どもの保護者も、食への理解を深め、食事をつくることや子どもと一緒に食べることに喜びをもつことができるよう、調理員や栄養士がいたり、調理が可能な設備を有していたりするなどの環境を活用し、食に関する相談・助言や体験の機会を設けることが望まれる。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

保育所における食育は、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために、日々の保育の中で、生活と遊びを通して、子どもが自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていくことを重視して取り組む。

食育の実施に当たっては、地域の特性や保育所の状況等を踏まえて、家庭や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、創意工夫して進めることが求められる。

食べることを楽しみ、保育士等や仲間などと食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを目指し、保育においては、子どもの育ちを踏まえた食に関する様々な体験が、相互に関連をもちながら総合的に展開できるようにする。食育に関連する事項は、第1章、第2章、第4章に関わることから、これらの内容を踏まえ、各保育所で計画的に食育に取り組むことが重要である。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

【食育計画の作成と評価】

全体的な計画に基づいた食育計画は、資料等を参照し、指導計画とも関連付けながら、子どもの日々の主体的な生活や遊びの中で食育が展開されていくよう作成する。

保育所での食事の提供も食育の一部として食育計画に含める。また、食育計画が柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにすることが大切である。

さらに、食育計画を踏まえた保育実践の経過やそこでの子どもの姿を記録し、評価を行う。その結果に基づいて取組の内容を改善し、次の計画や実践へとつなげていく。

食事内容を含め、こうした食育の取組を、保護者や地域に向けて発信することも大切である。

栄養士が配置されている場合は、その専門性を十分に発揮し、積極的に食育計画の策定や食育の取組の実践等に関わることを期待される。

【食事の提供に関する留意点】

日々の食事の提供に当たっては、子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、子どもが食べることを楽しむことができるよう計画を作成することが大切である。

その際、入所前の生育歴や入所後の記録などから、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにする。さらに、子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する必要がある。

また、授乳及び離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることのできるよう、家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じ、時間、調理方法、量などを決める必要がある。母乳による育児を希望する保護者のために、衛生面に配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応することが望ましい。

さらに、安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定時や保管時、調理後の温度管理の徹底など安全性と衛生に配慮する。食事の内容を工夫したり、行事において食育に関する取組を行ったりするなど、子どもが地域の様々な食文化等に関心をもつことができるようにすることも大切である。子どもの喫食状況などを随時把握して、食育計画に基づく保育の実践を全職員で評価し、食事が子どもにとっておいしく魅力的なものであるよう、その質の改善に努めることが求められる。

(2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

自然の恵みとしての食材について、様々な体験を通して意識し、生産から消費までの一連の食の循環や、食べ物を無駄にしないことについての配慮などに意識をもてるよう、様々な食材に触れる機会を計画的に保育に取り入れていくことが重要である。例えば、野菜などの栽培や収穫を通して、食べ物が土や雨、太陽の光などによって育つことに気付いていくことや、毎日運ばれてくる野菜や果物、肉や魚などの食材を日々の生活の中で目にしたり、触れたりする機会などを通して、子どもは自らの感覚で食材や食の環境を意識する

ようになる。また、育てた食材で調理活動を行うことや調理過程の一部を手伝うこと等の体験を通して、調理室における調理の様子をうかがい知ったり、調理員等と一緒に食べたりする経験などを通じて、食材や調理する人への感謝の気持ち、生命を大切にすることを大切にすることが育まれていく。

保育において、こうした体験を、友達、保育士、調理員、栄養士、保護者、地域の人々など、様々な人との関わりを通じて行えるよう工夫することが大切である。また、食事に向けて食欲がわくように、保育所における一日の活動のバランスに配慮していくことも重要である。

さらに、情緒の安定のためにも、ゆとりある食事の時間を確保し、食事をする部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル、椅子、食器、スプーンや箸など食具等、環境の構成に配慮することが大切である。

このように、保育所の食育においては、食に関する人的及び物的な保育環境の構成に配慮することが必要である。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

食育は、幅広い分野にわたる取組が求められる上、家庭の状況や生活の多様化といった食をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細かな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要である。保育所においては、保護者や地域の実情に応じて、市町村、小中学校等の教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携、協働した取組が求められる。また、食育の取組を実施するに当たって、このような多様な関係者の協力を得るためには、市町村の支援の下に、日常的な連携が図られていることが大切である。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

食育の推進に当たっては、全職員が食育の目標や内容、配慮すべき事項等について理解を共有した上で、連携、協力して取り組むこ

とが重要である。特に栄養士等が配置されている場合には、子どもの健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取方法、摂取量の指導に当たることが大切である。また、必要に応じて医療機関や児童発達支援センター等の専門職の指示や協力を受けることが重要である。

① 体調不良の子どもへの対応

子どもの体調不良時や回復期等には、脱水予防のための水分補給に留意するとともに、一人一人の子どもの心身の状態と保育所の提供体制に応じて食材を選択し、調理形態を工夫して食事を提供するなど、保護者と相談し、また必要に応じて嘱託医やかかりつけ医の指導、指示に基づいて、適切に対応する。

② 食物アレルギーのある子どもへの対応

保育所における食物アレルギー対応は、安全、安心な生活を送ることができるよう、完全除去を基本として保育所全体で組織的に行う。限られた人材や資源を効率的に運用し、医師の診断及び指示に基づいて対応しなくてはならない。また、医師との連携、協力に当たっては、生活管理指導表を用いることが必須である。

保育所では、栄養士配置の有無に関わらず、除去食品の誤配や誤食などの事故防止及び事故対策において、安全性を最優先として組織的に最善を尽くす必要があり、常に食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有していることが重要である。アナフィラキシーショックへの対応については、エピペン[®]の使用法を含めて理解し、身に付けておく必要がある。また、食物アレルギー症状を誘発するリスクの高い食物の少ない、又はそうした食物を使わない献立を作成するなど、様々な配慮や工夫を行うことが重要である。さらに、食物アレルギーのある子ども及びその保護者への栄養指導や、地域の子どもとその保護者も含めた食育の取組を通じて、食物アレルギーへの理解を深めていくことが求められる。

③ 障害のある子どもへの対応

障害のある子どもに対して、他の子どもと異なる食事を提供する場合がある。食事の摂取に際して介助が必要な場合には、児童発達支援センター等や医療機関の専門職による指導、指示を受けて、一人一人の子どもの心身の状態、特に、咀嚼や嚥下の摂食機能や手指の運動機能等の状態に応じた配慮が必要である。また、誤飲をはじめとする

事故の防止にも留意しなければならない。さらに、他の子どもや保護者が、障害のある子どもの食生活について理解できるような配慮が求められる。

④ 食を通した保護者への支援

子どもの食に関する営みを豊かにするためには、保育所だけでなく、家庭と連携して食育を進めていくことが大切である。保育所での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味などを保護者に伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながる。家庭からの食に関する相談に対応できる体制を整え、助言や支援を行うことが重要である。

具体的な取組の例としては、毎日の送迎時や連絡帳におけるやり取りなどを通じて、一人一人の家庭での状況を把握しつつ、助言をしたり乳幼児期の食の大切さを伝えたりすること、食事のサンプル展示や、食事、おやつの時間を含めた保育参観や試食会等を通じて、子どもの食に対する保護者の関心を促していくことが考えられる。また、季節の食材などを使ったレシピや調理方法等、家庭における取組に役立つ情報を提供したり、保護者の参加による調理実践行事などを実施したりして、保護者が子どもと共に食を楽しむよう支援していくことも大切である。さらに、保護者懇談会などを通して保護者同士の交流を図ることにより、家庭における食育の実践が広がることも期待できる。

地域の子育て家庭においても、子どもの食に関する悩みが子育てに対する不安の一因となることは少なくない。そのため、食の観点から保護者が子どもについて理解を深め、子育ての不安が軽減されることを通して、家庭や地域における養育力の向上につなげていくことができるよう、保育所の調理室等を活用し、食に関する相談や支援を行うことも重要である。

※食育の推進に当たっての参考資料

- 保育所における食育に関する指針（平成 16 年 3 月 29 日付け雇児保発第 0329001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 23 年 3 月厚生労働省）
- 保育所における食事の提供ガイドライン（平成 24 年 3 月 30 日付け雇児保発 0330 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

睡眠

今、子どもたちの生活は、大人の生活時間に合わされていないでしょうか。夜型の大人が増えると、それに比例して子どもたちも夜型になる傾向があります。それが乳幼児の時期であるとするなら、成長の段階で体への影響は大きなものです。子どもにとっての睡眠は、疲労回復のためだけではなく、体づくりの大切な時間です。「寝る子は育つ」ということわざがあるように、成長ホルモンといった体の成長を促す物質は、深い眠りに入ったある時期(時間帯)に大量に分泌されます。

遅い就寝によって、この大切な成長ホルモンの分泌される時間と深い眠りの時間がうまく関連しなくなってしまうのです。ですから朝遅くまで眠らせていくら睡眠時間を取らせたと思っても、子どもの体の成長にはかみ合わなくなってしまうのです。このことを私たち大人が常に心がけることが大切です。そして、「早寝早起きは大切ですよ。」と家庭に働きかけるとき、その理由を理解してもらい、保育所・幼稚園と家庭が相互に連携して子どもの睡眠を考えていく必要があります。この規則正しい睡眠が子どもの心も成長させていきます。

▶保育指針 第1章 2. 養護に関する基本的事項

(2) 養護に関わるねらい及び内容

イ 情緒の安定

(イ) 内容

- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

保育所で長時間過ごす子どもは、就寝時刻が遅くなりがちになることがある。一人一人の子どもが、乳幼児期の子どもにふさわしい生活リズムの中で、心身の健やかな発育・発達を支える上で必要となる食事や適度な休息をとる観点から、保育士等は子どもの生活全体を見通し、家庭と協力しながら心身の状態に応じて適切に援助していくことが大切である。

保育所では、いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、子どもが心身の疲れを癒すことができるようにする。また、午睡は、子どもの年齢や発達過程、家庭での生活、保育時間といったことを考慮し、それぞれの子どもが必要に応じて取るようにすることが大切である。子どもの家庭での就寝時刻に配慮して、午睡の時間や時間帯を工夫し、柔軟に対応する。

一日の生活全体の流れを見通し、発散・集中・リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図る中で、一人一人の子どもが適切に食事や休息を取れるようにすることが重要である。

▶保育指針 第2章 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ア 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」

(イ) 内容

- ④ 一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。

この時期の子どもの生活は、一人一人の生理的なリズムが尊重され、十分に寝て、よく飲み、食べ、そして目が覚めたらしっかりと遊んで、起きている時間が充実したものとなることが重要である。

午睡の時間には個人差があることから、ゆるやかに隔離され、静かで安心して眠れる場所などが必要になる。睡眠中の安全には、保育士等が細心の注意を払わなくてはならない。

生理的なリズムが尊重され、しっかりと寝て起きた子どもの情緒は安定する。安定した情緒は、子どもの探索活動を活発にする。活発な探索活動は意識をより覚醒させ、目覚めている時間を長くする。よく動き遊んだ子どもは、ほどよい空腹を感じる。これに保育士等が応答的に関わりながら提供される食事の時間は、食事への意欲を高める。楽しい食事の時間を過ごして、お腹が満ち足りてくると、その心地よさは子どもを眠りに誘う。以上のような個別的なリズムに応じた生活を十分経験した後に、子どもたちの目覚めている時間が次第にそろってきて、概ね同じ時間帯に食事や睡眠をとるようになっていく。こうして、保育所における一日の生活の流れが、徐々に出来上がっていく。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ア 心身の健康に関する領域「健康」

(イ) 内容

- ② 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。

子どもは、身体的な成熟とともに、日々の生活の中で心地よさを感じ充実感を伴う様々な経験を積み重ねることで、生活のリズムが次第に整ってくる。家庭環境や個人差による違いもあるが、午睡が1回となり、その時間もある程度一定になってきて、遊びの時間がより充実してくる。

低年齢の子どもの保育や集団での生活に慣れない時期の保育では、原則として、空腹を感じた時に食べ、眠い時に寝て、すっきりと目覚めて遊ぶという個々の子どもの生理的なリズムに沿った生活が、子どもに心身両面の安定感をもたらすことへの配慮が求められる。

安定した生活のリズムがつくられていると、子どもは、一日の生活の流れをおおよそ見通すことができるようになる。例えば、園庭で遊ぼうと声をかけられると、自分から帽子を取りに行ったり、靴を履こうとしたりするようになる。このように、生活のリズムを獲得することによって、子どもは、これから起こる出来事を自分なりに期待や予測をもって迎えるようになっていく。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ア 心身の健康に関する領域「健康」

(イ) 内容

⑥ 健康な生活のリズムを身に付ける。

本来、子どもには自立に向けて大切にされなければならない生活のリズムがある。子どもにとって健康な生活は、十分な睡眠やバランスの良い食事、全身を使った活動と休息などの生活の流れの中で営まれていく。そして、子どもは健康な生活のリズムを身に付け、自立の基礎が培われていく。

保育所の生活では、子どものもつ生活リズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と解放感、動と静などの調和を図ることが大切である。その際、子どもの活動意欲が十分に満たされるようにすることも大切である。また、家庭での生活の仕方が子どもの生活リズムに大きく影響するので、生活の環境が大きく変化した時、その当初は一人一人の生活リズムを把握し、それらに応じながら、遊ぶ時間や食事の時間などに配慮することも必要である。特に、この時期の初めは、一人一人のもつ生活リズムが異なることに配慮し、きめ細かな指導が必要である。

さらに、保護者に子どもが健康な生活のリズムを身に付けることの大切さを伝え、家庭での生活の仕方などについての理解を促し、家庭と十分な連携を図ることも必要である。

▶保育指針 第3章 1. 子どもの健康支援

(2) 健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

保育所の子どもの健康増進に当たっては、一人一人の子どもの生活のリズムや食習慣などを把握するとともに、全体的な計画に基づいて年間の保健計画を作成し、発育及び発達に適した生活を送ることが出来るよう援助する必要がある。また、健康診断など、保健の活動についての記録と評価及びこれに基づく改善という一連の取り組みにより、子どもの健康の保持と増進が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことが重要である。

睡眠、食事、遊びなど一日を通した生活リズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となる。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と保育所を通じて生活のリズムがバランス良く整えられるよう配慮することが大切である。

また、日々の保育の中で、子どもたちが健康に関心をもち、健康の保持や増進のための適切な行動がとれるよう、発達過程に応じ、身体の働きや生命の大切さなどを伝え、基本的な清潔の習慣や健康な食生活が身に付くよう援助することが必要である。特に、排泄の自立の援助は、その生理的機能の発達の個人差や情緒面での配慮が重要であり、家庭との連携が必要である。

子どもの身体機能の発達を促すため、一人一人の発育及び発達の状態や日々の健康状態に配慮しながら、日常的な遊びや運動遊びなどを通して体力づくりができるよう工夫することが求められる。

さらに、保護者に日々の健康状態や健康診断の結果などを報告したり、疾病時の看護の方法や感染予防の対応などを伝えたり、保護者会などの機会を通して健康への理解を深める働きかけをしたりするなど計画的に子どもの健康をめぐる家庭との連携を図ることが重要である。

(3) 疾病等への対応

- ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携をし、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

保育所における子どもの疾病等への対応は、保育中の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患している子ども等を含めて、子どもの生命保持と健やかな発育、発達を確保していく上で極めて重要である。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ることが必要である。

① 保育中に体調不良や傷害が発生した場合

保護者に子どもの状況等を連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要である。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣といった子どもの症状の急変や、事故など救急対応が必要な場合には、嘱託医やかかりつけ医又は適切な医療機関に指示を求めたり、受診したりする。また、必要な場合は救急車の出動を要請するなど、状況に応じて迅速に対応する。そのために、子どもの症状に対して、全職員が正しい理解をもち、基本的な対応等について熟知することが求められる。

なお、平時から保護者の就労状況や家庭の事情などを踏まえ、あらかじめ連絡体制を確認しておくなど、様々な家庭の状況に配慮して適切に対応することも必要である。



しなやかな体づくりとあそび

しなやかな体づくり

「しなやかさ」というのは竹がしなるようなまた、なめした皮革のような強さを表現しています。同和保育のなかでよく行われてきた体操に「つまき体操」があります。これは「リラックス」「イメージ」「リラックス」「バランス」という考え方をもとにし、そこでは「からだ」は「からだ」だけで存在するのではなく、心と一体となったものだという点を強調しています。したがってこのようなしなやかな心、からだを育てるためには先に述べているような「食事」や「睡眠」「生活リズム」ということと合わせながら取り組んでいかなければなりません。私たちは、これまでの実践のなかで相手を受け入れるための「からだ」を大事にし、自分の考えや思いを表現でき相手のことも聞ける「しなやかなからだ育て」の取り組みをしてきました。しなやかな体を育てることは、子どもが「自分は認められているんだ」という自尊感情を高めるということにもつながります。安心して甘えられ、愛される関係、自分の思っていることが言え、人のことも聞けるそんな「しなやかさ」を育てるために、保育の内容として「わらべうた」や「遊び」が重視されてきたのです。

「わらべうた」は、どの年齢でもなじむことができ、話す言葉のリズムと密接な関係をもっていることから無理なく歌え、それに合わせて体を自然に動かすことができます。そして、子どもたちの体のリズム感を育てていくことができます。しなやかな体を育てることは、子どもの言葉の発達の基礎をつくることでもあると言ってもよいでしょう。

(2) ねらい及び内容

イ 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」

(ウ) 内容の取扱い

- ① 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。

まだ言葉で自分の思いや欲求を十分に表現することができない子どもにとって、泣くことは、自分の思いや欲求を保育士等に訴える手段である。子どもが泣いていると、「泣き止ませなければならない」と考えてしまいがちだが、大切なのは、泣かずにいられない子どもの思いを汲み取り、受け止めて、適切に応えていくことである。

例えば、乳児期前半の子どもの泣きは、眠い、おむつが濡れた、お腹が空いた等の生理的欲求に基づく不快から生じることが多い。汗をかいて服が湿っていれば、「汗かいたね」「さっぱりしようね」などと優しく言葉をかけながら、体を拭き、服を着替えさせて、不快さを心地よさに変えていく。

一方で、生理的欲求以外の要因から生じる不快が、泣きの原因になることもある。寝付きがよくない子どもに、生活リズムを整えようと試行錯誤する中で、子どもの泣きを全て「眠い」ことが原因だと捉えてしまうと、泣きがおさまらないことがある。そうした場合、寝る時間以外の泣きや、それまでの生活を振り返る中で、保育士等との関わりを求めて泣くことがあると分かることもある。そうであれば、目覚めた直後の泣きには「まだ眠いのかな」ではなく、「目が覚めたのね。起きたよって教えてくれたのね。」と言葉をかけ、子どもと触れ合う時間をもつことが必要になる。

このように、子ども一人一人の思いや欲求、感情を受け止めながら、応答的に関わることで、子どもの生活をつくり、保育士等との信頼関係を築くことにもつながっていく。

(2) ねらい及び内容

ア 心身の健康に関する領域「健康」

(ウ) 内容の取扱い

- ① 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

歩行が開始されると、周囲のあちこちに次々と興味を向け、そこへ行きたがるようになる。歩く時の姿勢も次第に安定し、手を自由に使えるようになって、様々な遊具で遊ぶようになる。また、興味をもったものや遊具で保育士等に一緒に遊んでもらい、遊ぶ楽しさを経験することを通して、子どもは自分から遊び出し、遊びに夢中になり、より意欲的に遊ぶようになる。このように、遊びにおいて子どもの心と体は密接に関わり合っており、保育士等の関わりに支えられて遊び込む経験は、心身両面の発達を促していく。

子どもが伸び伸びと体を動かし、この時期の遊びが充実したものとなるようにするためには、発達の個人差などを踏まえて、一人一人の子どもに興味や関心に沿った環境を構成するとともに、その行動範囲や動線を視野に入れて空間の取り方や区切り方を工夫することが重要である。また、それぞれに親しんでいる遊具などを仲立ちにして子ども同士で遊ぶこともあるが、言葉でのやり取りがうまくいかずに遊びが成立しないことも多いので、保育士等が仲立ちになって、その遊びが発展するように関わる。

こうした保育士等の配慮が、子どもが自ら体を動かそうとする意欲を育てる。

テレビゲーム、メディアの影響

現在の子どもは、戸外で体を動かし群れをなして遊ぶことが少なく、室内で一人、あるいは数人でテレビゲーム等で遊びに興じることが多くなってきています。このような環境は子どもたちを、動的な遊びから静的な遊びに片よらせがちになる傾向がみられます。体力の低下等の問題をはじめテレビ番組の内容によって子どもが気分をわるくする等の体

の変調がみられたといったことも、テレビやテレビゲーム、メディアの普及によって現れてきた問題です。特に攻撃的な場面や内容が子どもの感性を鈍らせたり、死んでも簡単にボタン一つで生き返るといった感覚に陥らせてしまったりしています。こうした点から大人が番組などを選択することも大切になってきます。また、競い合う遊びなどを通して、勝った喜び、負けたくやしさを、相手を思いやる心や認め合う体験を大切にしたいと思います。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

オ 感性と表現に関する領域「表現」

(ウ) 内容の取扱い

- ① 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の子どもや保育士等と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

子どもの豊かな感性は、子どもが身近な環境と十分に関わり、そこで心を揺さぶられ、何かを感じ、考えさせられるようなものに出会って、感動を得て、その感動を友達や保育士等と共有し、感じたことを様々に表現することによって一層磨かれていく。そのためには、子どもが興味や関心を抱き、主体的に関われるような環境が大切である。このような環境としては、子ども一人一人の感動を引き出せる自然から、絵本、物語などの子どものために身近な文化財、さらに、心を弾ませたり和ませたりするような絵や音楽がある生活環境など幅広く考えられる。また、保育士等を含めた大人自身が絵や歌を楽しんだりしている姿に触れることで憧れをもち、心を揺さぶられることもある。

子どもは、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など、自然の中にある音、形、色などに気付き、それにじっと聞き入ったり、しばらく眺めたりすることがある。その時、子どもはその対象に心を動かされていたり、様々にイメージを広げたりしていることが多い。

このように子どもは、あるものに出会い、心が揺さぶられて感動すると、感じていることをそのまま表そうとする。その表れを保育士等

が受け止め、認めることによって、子どもは自分の感動の意味を明確にすることができる。また、自分と同じ思いをもっている子どもに出会うと自分の感性に自信をもち、違う思いをもっている子どもに出会うと違う感性を知ることになり、結果としていろいろな感性があることに気付く。このような友達との感動の共有が、子ども一人一人の豊かな感性を養っていくことになるのである。

③ 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

子どもは、生活の中で感じたことや考えたことを様々な表現しようとする。その姿は、その子どもがこれまで家庭や保育所の生活の中で体験したことを再現して楽しんだり、友達や保育士等に伝えようとしていたり、さらに、工夫を重ねてイメージを広げたりするもので、その子どもの生活経験によって様々である。また、同時に、その表現は、子どもの発達に応じて、その子どもなりの素朴なものから、友達と相談しながら相互に役割を決めて楽しむものなどまで幅広く展開する。

そのような子どもの表現する楽しみや意欲を十分に発揮させるためには、特定の表現活動に偏るのではなく、子どもが保育所の生活の中で喜んで表現する場面をとらえ、表現を豊かにする環境としての遊具や用具などを指導の見通しをもって準備したり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりすることが大切である。

それぞれの遊具や用具などの特性により、子どもの表現の仕方や楽しみ方が異なるので、材質、形態、使いやすさなどを考慮し、子どもの発達、興味や関心に応じて様々な表現を楽しめるように整備することが重要である。また、保育士等が様々な素材を用意したり、多様な表現の仕方に触れるように配慮したりして、子どもが十分楽しみながら表現し親しむことで、他の素材や表現の仕方に新たな刺激を受けて、表現がより広がったりするようになることが考えられる。

さらに、子どもが心に感じていることは、それを表現する姿を通して他の子どもにも伝わり、他の子どもの心に響き、子ども同士の中で広がっていく。このように、子ども同士の表現が影響し合い、子どもの表現は一層豊かなものとなっていく。保育士等は、子どもが互いの活動を見たり聞いたりして相手の表現を感じ取れるように、場や物の

配置に配慮したり、保育士等も一緒にやってみたりして、相互に響き合う環境を工夫することが大切である。

このように、子どもは、遊具や用具に関わったり、他の子どもの表現などに触れて、心を動かされたりして、その感動を表現するようになる。保育士等は、子どもが表現する過程を楽しみ、それを重ねていき、その子どもなりの自己表現が豊かになっていくように、子どもの心に寄り添いながら適切な援助をすることが大切である。

